



国勢調査にご協力ください

回答方法・期間

▶インターネット 9月20日(土)～10月8日(水)
▶調査票(紙) 10月1日(水)～8日(水)

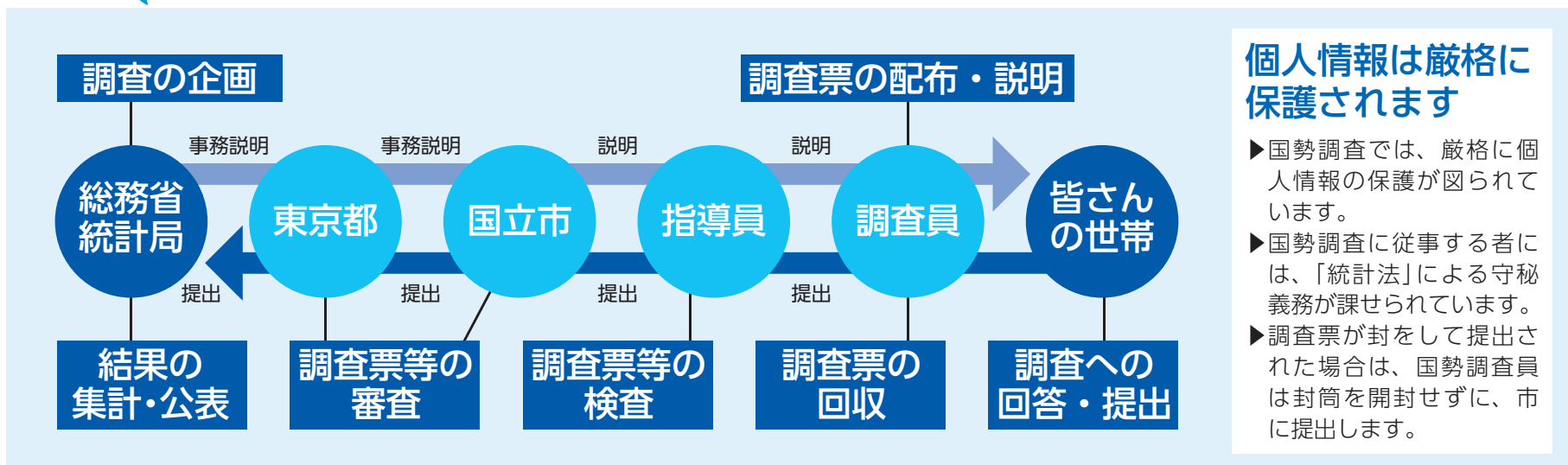


10月1日を基準に、国勢調査が全国一斉に実施されます。

国勢調査は、大正9(1920)年の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として5年ごとに実施されており、今回で第22回目の実施となります。国勢調査は、日本の国と地域の人口とその構造、世帯の実態を明らかにし、さまざまな統計データを社会に提供してきました。日本の今を知り、よりよい未来をつくるため、国勢調査への回答をお願いします。

国勢調査の流れ

国勢調査の実施にあたっては、調査の計画を国(総務省統計局)が立て、国勢調査員が各世帯に直接訪問します。調査は、下図のような流れで行われます。



国勢調査員が、自宅を訪問します

9月20日(土)～30日(火)に、調査書類配布のため、国勢調査員が世帯の皆さんの自宅を訪問します。国勢調査員が訪問し、留守だった時には、調査書類を郵便受けに投函する場合があります。調査書類を受領しましたら、書類の指示に従い、回答をお願いします。

共同住宅などの管理人の皆さんへ

国勢調査員が訪問した際、空室状況を確認する場合があります。オートロックマンションについては、共用玄関のインターホンなどを使って連絡をとったうえで、調査します。

国勢調査員が訪問等をする際は、**調査員証**と**専用の手提げ袋**を携帯しています。



かたり調査に注意してください

不審に思った際には、回答しないで、速やかに問までご連絡ください。

- ▶国勢調査では、金銭を要求することはありません。
- ▶銀行口座の暗証番号や、クレジットカード番号などを聞くことはありません。
- ▶国勢調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。

回答方法などの詳細は、2面へ▶

すべての人をもれなく調査

調査の対象は全国で約1億2,300万人

あなたの今を記入してください

調査の回答方法

インターネットまたは郵送

※希望する場合は、調査員へ直接提出することもできます。

おすすめ！

回答は、かんたん便利なインターネットで

期間9月20日(土)～10月8日(水)

①アクセスする

自宅に調査書類が届いたら、回答サイトにアクセスしてください。

スマートフォン 調査書類の中の「インターネット回答依頼書」に記載の、ログイン用二次元コードを読み取ってアクセス

パソコン <https://www.e-kokusei.go.jp/> にアクセス

②ログインする

「インターネット回答依頼書」に記載されている「ログインID」と「アクセスキー」でログインしてください。

※ログイン用二次元コードを読み取った場合は、世帯の「ログインID」と「アクセスキー」が自動入力されます。

10月7日(火)・8日(水)

くにたち 国立郵便局に国勢調査の回答支援ブースが設置されます

インターネット回答に支援が必要な方は、ご利用ください。

自宅に配布する「インターネット回答依頼書」を必ずお持ちください。

時間 午前9時30分～午後4時

場所 国立郵便局(富士見台2-43-4)

問東京都国勢調査実施本部 広報渉外担当 TEL 03-5321-1111 (内線25-516)

③回答する

画面の案内にそって、10月1日時点の状況を入力してください。最後にパスワードを設定し、送信します。インターネットにより回答した世帯は、調査が終了となります。

郵 送

期間10月1日(水)～8日(水)

国勢調査員が配布する調査書類の中に、紙の調査票があります。調査票に記入後、同時に配布される返信用封筒を使用し、郵送により提出することができます。なお、郵送料金はかかりません。

調査員に直接提出

期間10月1日(水)～8日(水)

希望する場合は、調査票の回収日を調査員と調整する必要があります。まずは、国立市国勢調査コールセンター TEL 576-2555までご連絡ください。

もしも国勢調査がなかったら…

民主主義が成り立たなくなる？

民主主義の基本である選挙区の画定を始めとして、多くの分野において国勢調査の結果が使用されています。

活用例

衆議院小選挙区の決定

衆議院の小選挙区は、各選挙区の人口が均衡するよう、国勢調査の結果による「人口」をもとに改定されます。つまり、地域ごとの人口が正確にわからないと、国会議員の定数を各地域に割り当てられず、全国各地の国民の意向を、均衡に国政に反映させることができなくなるともいえます。

地方交付金の均等配分

「地方交付税法」で定められている交付額の算定には、「人口」「都市計画区域における人口」「町村部人口」「市部人口」「65歳以上人口」「75歳以上人口」「林業、水産業の従業者数」「世帯数」などの、国勢調査の結果が用いられます。

身近な暮らしにこんな影響が…

住みよい環境を整備するためには、現在の状況の正確な把握と分析、さらに長期にわたる予測と展望が必要不可欠です。そのためのデータとして、人口構造を多角的にとらえた国勢調査の結果は大切な資料となります。

活用例

少子高齢化対策

安心して子どもを産み育てられる環境の整備や、高齢者福祉、児童福祉、母子・父子福祉など、各種施策を立案するための基礎資料として、国勢調査から得られる「ひとり暮らしの高齢者数」や「高齢者のいる世帯数」「母子・父子世帯数」などの地域別統計は欠かせません。

防災対策・災害対策

被害の大きさは、人口、人口密度、さらに災害の起こる時刻によって大きく異なってきます。特に昼と夜の人口が著しく異なる都市部では、国勢調査で得られる「昼間人口」(通勤・通学に伴う人口の流れと数を把握するもの)が、防災のための設備や機能を考えるにあたり欠かせません。

生活環境の整備

国立市をはじめ、地方公共団体による住みよい街づくりに向けた取り組みは、学校の立地、河川の浄化、街並みの整備、道路や広場などの緑化など広範囲にわたります。このような活動のための基礎資料として、国勢調査は、市区町村ごとの結果だけでなく、さらに小さな地域についての統計(町丁・字等別の小地域集計)を提供しています。

その他にも…

国勢調査がないと、将来の人口予測ができなくなったり、企業や団体における製品・サービスの開発や需要予測に支障が生じたりするなど、多方面に影響があります。

1面～4面の内容については、問文書法制課文書法制係までお問い合わせください。

調査対象や世帯の決め方

国勢調査は、生まれたばかりの赤ちゃんから外国人まで、日本国内に「普段住んでいるひと」すべてを対象に、「普段住んでいる場所」において、「世帯」を単位として調査します。

調査の対象と場所

住民票などの届出に関係なく、10月1日現在、日本国内に普段住んでいる方を、普段住んでいる場所において世帯ごとに調査します。右表のとおり、それぞれに掲げる場所で調査します。

世帯の決め方

一般の家庭のように、住居と生計を共にしている人々の集まりを1つの世帯とします。
[1つの世帯の例]一緒に住んでいる夫婦・親子・兄弟など、生計を共にしている家族ごと/1人で一戸建てやアパートなどに住んでいる人

調査の対象となる方	調査の場所
普段住んでいる方のうち、以下のいずれか ▶10月1日現在、すでに3カ月以上住んでいる ▶まだ3カ月にはならないが、10月1日の前後を通じて3カ月以上にわたって住むことになっている	自宅
旅行、出張、出稼ぎなどで一時的に自宅を離れている方 ①自宅を不在にする期間が3カ月未満の場合 ②自宅を不在にする期間が3カ月以上の場合	①自宅 ②旅行先、出張先、出稼ぎ先等
2カ所に住居を持っている方	寝泊りする日数の多い方の住居
3カ月以上にわたって住んでいる所も住むことになっている所もない方	10月1日現在いる場所
学校の学生寮・寄宿舎、下宿などから通学している学生・生徒	学生寮・寄宿舎、下宿
病院・療養所などの入院者 ①すでに3カ月以上入院している場合 ②入院してから3カ月にならない場合	①入院先の病院、療養所 ②自宅
船舶に乗り込んでいる方	自宅
自衛隊の営舎内または艦船内の居住者	営舎または艦船
刑務所、拘置所に収容されている方のうち刑の決まっている方、補導院に収容されている方	収容されている所

国勢調査 Q&A

Q 国勢調査には、どうしても答えなければならぬのですか
A 正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政運営を行うためには、日本に住むすべての人からの、漏れのない正確な回答が必要です。このため、国勢調査では、皆さんに必ず回答してもらうことにしており、統計法でも調査に回答して提出する義務(報告義務)が定められています。

Q 国勢調査の結果がマイナンバーに利用されませんか
A 国勢調査は、統計法に基づき、統計の作成を目的として実施しています。調査によって得られた情報は、統計法によって厳格に保護され、利用が制限されています。また国勢調査の結果、集められた情報が、個人を識別できる形で提供されることは絶対にありません。

Q どのようなことを調査しますか
A 以下のような項目を調べます。
一調査項目―
世帯員に関する事項 (12項目)
(1) 氏名および男女の別
(2) 世帯主との続柄
(3) 出生の年月
(4) 配偶者の有無
(5) 国籍
(6) 現在の場所に住んでいる期間
(7) 5年前の住居の所在地
(8) 就業状態
(9) 従業地または通学地
(10) 勤めか自営かの別
(11) 勤め先・業主などの名称および事業の内容
(12) 本人の仕事の内容

世帯に関する事項 (4項目)
(1) 世帯の種類 (2) 世帯員の数
(3) 住居の種類 (4) 住宅の建て方

Q 住民基本台帳(以下「住基」)があっても、国勢調査は必要なのでしょうか
A 住基からも、人口の様子をある程度とらえることができますが、届出の状況が人によってさまざまです。例えば、住居を移してもすぐに届け出ない場合や、住民登録を残したまま一人住まいで大学に通っている場合、単身赴任をしている場合などがあります。また、住基には、氏名、生年月日、性別等の限られた情報しかなく、住宅の状況や仕事の状況などの情報が得られません。国・都道府県・市区町村が的確な行政運営を進めるためには、人口や世帯についての現状を正確に把握する必要があるため、住基とは関係なく、調査を行う必要があります。

Q 税金に関係はないのですか。後で勧誘などに使われることはありませんか
A 調査票の記入内容は、統計法によって、統計以外の目的に使用することが固く禁じられています。調査票が税金の徴収や、勧誘などに使われることは絶対にありませんので、安心してください。

Q 結果はどのように公表されますか
A テレビ、新聞、インターネット、報告書などで公表される予定です。市では、「統計くはたち」で一部公表する予定です。

国勢調査に関する問い合わせは

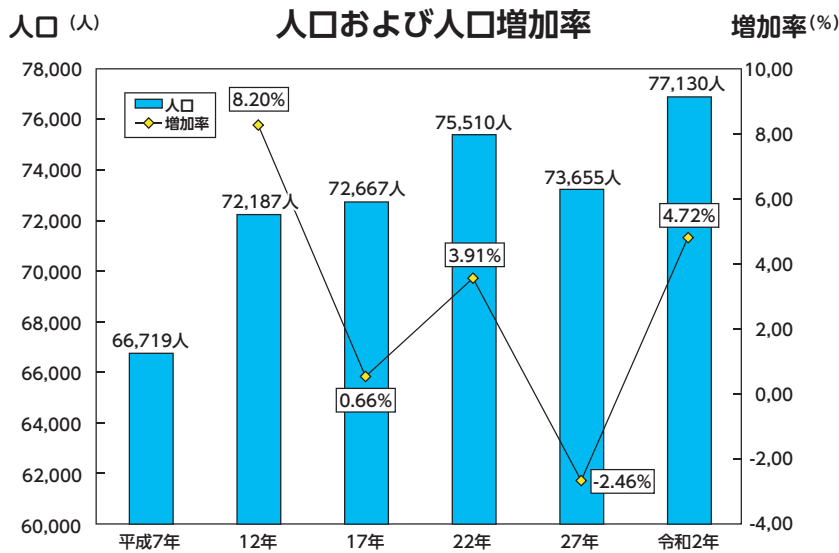
▶調査全般に対する問い合わせ・調査票の書き方は
国勢調査コンタクトセンター **TEL0570-02-5901**
(IP電話：03-6628-2258)
[設置期間] 9月16日(火)～11月7日(金) 各日午前9時～午後9時
(土・日曜・祝日含む)
※ナビダイヤル(0570番号)の通話料金は、固定電話・携帯電話
いずれの場合も、所定の通話料金となります。

▶調査書類が足りない・調査員と連絡をとりたい場合は
国立市国勢調査コールセンター **TEL576-2555**
[設置期間] 9月11日(木)～10月21日(火) 各日午前9時～午後5時
(土・日曜・祝日含む)
※9月10日(水)までと、10月22日(水)以降は**問**までご連絡ください。

1面～4面の内容については、**問**文書法制課文書法制係までお問い合わせください。

令和2年の国勢調査から見たわがまち国立市

人口の推移



国立市データ(令和2年時点)

▶人口：77,130人

大正9年に行われた第1回調査時の2,611人に比べ、100年間で約30倍に増加しています。

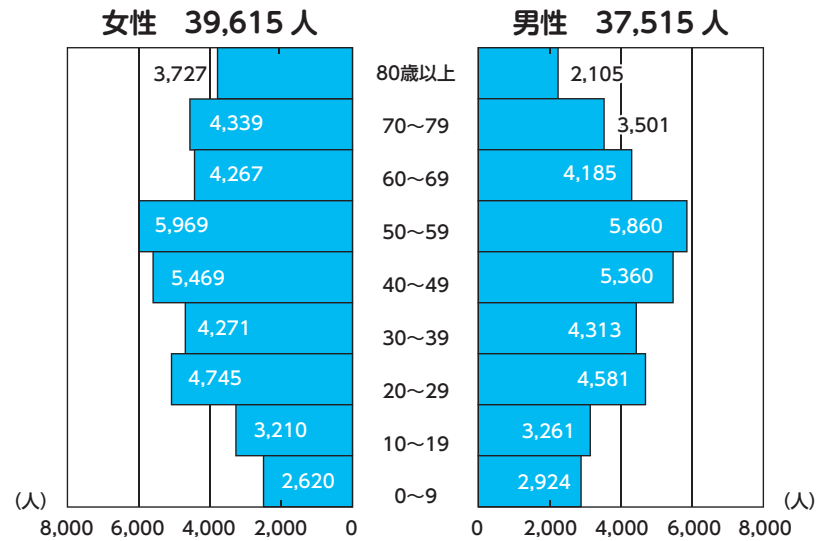
▶人口増加率の推移

平成22年～平成27年：2.46%の減少

平成27年～令和2年：4.72%の増加

年齢別人口

人口ピラミッド



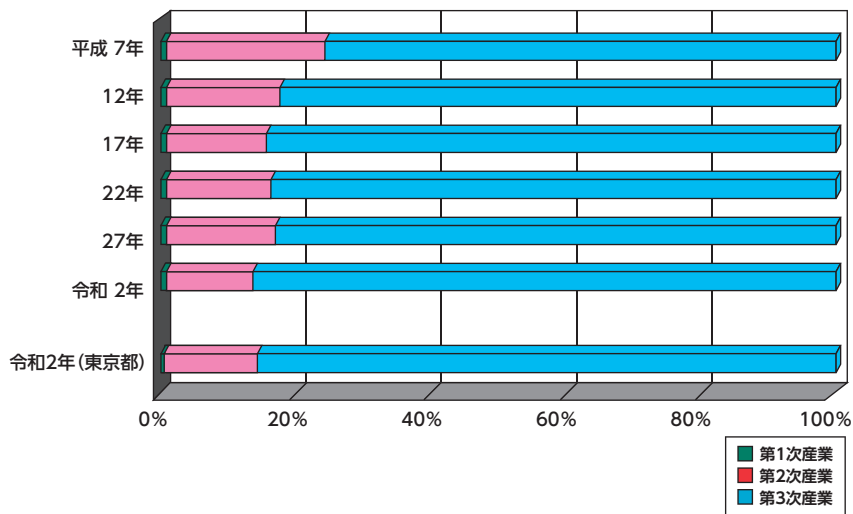
※グラフからは年齢不詳(2,423名)を除く。

国立市データ(令和2年時点)

▶男女別の人口総数：女性のほうが多いですが、年齢別に見ると10歳台までと、30歳台では男性のほうが多くなっています。また、50歳台の人口が最も多く、全体の約15%を占めています。

産業別就業者の推移

国立市の産業(3部門)別就業者の割合の推移



国立市データ(令和2年時点)

▶就業者の産業3部門割合：東京都と比べると、第3次産業の割合が高く、第2次産業の割合が低くなっています。

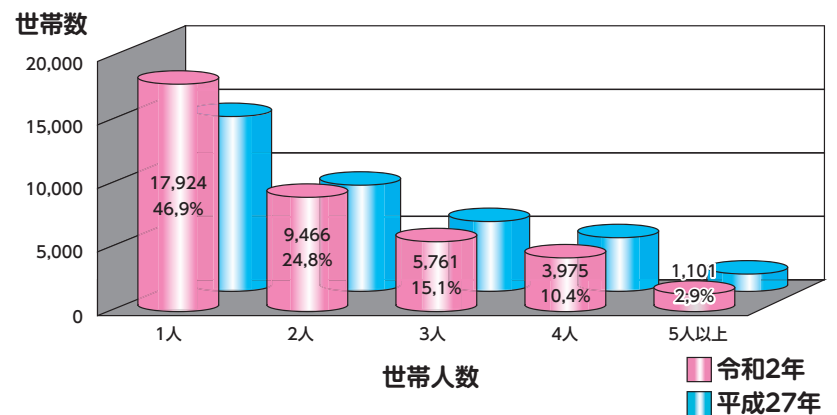
※産業3部門とは、次のとおりです。

- ・第1次産業：「農業、林業」「漁業」
- ・第2次産業：「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」
- ・第3次産業：「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」「公務(他に分類されるものを除く)」

世帯の構成

人員別一般世帯数

総世帯数 38,227世帯(令和2年)



国立市データ(令和2年時点)

▶一般世帯総数：38,227世帯

(平成27年の34,019世帯に比べ、4,208世帯の増)

▶1世帯当たりの人員：1.98人

(平成27年の2.13人に比べ、0.15人減)

上記の通り、世帯人員は、引き続き減少の傾向にあります。世帯の構成を見ると、1人世帯が最も多く、全体の46.9%を占めています。

令和2年国勢調査の結果の一部を紹介しました。国勢調査以外にも、毎年さまざまな統計調査が行われており、その結果は広く一般に公表されています。国勢調査ほか各種統計資料について、詳しく知りたい方は、「政府統計の総合窓口」(<https://www.e-stat.go.jp>)をご覧ください。

